

公立大学法人 長野大学

令和元年度年度計画



◆ 目 次

<重点取組事項> P1

第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	· · · · ·	P1
1 年度計画の期間		
2 教育研究上の基本組織		
第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	· · · · ·	P1～P10
1 教育に関する目標を達成するための措置 (P1～P7)		
2 研究に関する目標を達成するための措置 (P7～P8)		
3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置 (P8～P10)		
4 国際交流に関する目標を達成するための措置 (P10)		
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	· · · · ·	P10～P11
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (P10～P11)		
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (P11)		
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (P11)		
4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (P11)		
第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	· · · · ·	P11～P14
1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置 (P11～13)		
2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (P13)		
3 経費削減に関する目標を達成するための措置 (P13)		
4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 (P13～P14)		
第 5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	· · · · ·	P14
1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置		
2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置		
第 6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	· · · · ·	P14～P15
1 社会的責任に関する目標を達成するための措置 (P14)		
2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置 (P14～P15)		
3 安全管理に関する目標を達成するための措置 (P15)		
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置 (P15)		
第 7 予算	· · · · ·	P16～P18
1 予算 (令和元年度)		
第 8 短期借入金の限度額	· · · · ·	P18
1 限度額		
2 想定される理由		
第 9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画	· · · · ·	P18
第 10 剰余金の使途	· · · · ·	P18
第 11 施設・設備に関する計画	· · · · ·	P18
第 12 人事に関する計画	· · · · ·	P18
第 13 積立金の使途	· · · · ·	P19
第 14 その他法人の業務運営に関し必要な事項	· · · · ·	P19

＜重点取組事項＞

第1期中期計画で定めた重点事項に基づき、令和元年度年度計画の重点取組事項を以下のとおりとする。

【教育】

教養教育と専門教育、地域協働型教育を教育の柱に据え、「この地に生きる、教養ある職業人（新たな地域の創造に寄与する人材）」を育成する。

【研究】

地域を研究の主題とする大学を目指し、教員は、様々な課題に地域と協働で取り組み、研究成果を作り出す。

そのために、科学研究費補助金、各種寄附金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金への応募にあたっての研究支援体制を整備するとともに、会議の回数削減や時間短縮等の負担軽減策など研究環境の改善を行う。

【地域貢献】

地域と協働し、安心して暮らし続けられる「まちづくり」や、地域の産業振興と持続的発展に寄与できる「ひとづくり」の実現を目指して創設した「地域づくり総合センター」の機能強化を図る。

【大学運営の改善】

大学改革に必要な学内外の情報収集・分析に取り組み、時代や社会に求められる大学院設置、学部・学科設置に向けた検討組織を設け、財政面、学生募集面、学生の送り出し面などを踏まえながら検討を進める。また、千曲川流域環境・水産研究所（仮称）の立ち上げを目指し、担当組織を設け設置準備を進める。

法人の組織体制を強化し、業務方法書において規定されている内部統制、コンプライアンスの強化に向けた各規程・仕組みに基づき、適正な法人運営を行う。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間

2 教育研究上の基本組織

年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・学科	社会福祉学部	社会福祉学科
	環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
	企業情報学部	企業情報学科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 教育内容の改善

各学部の教務委員会や教育実践交流広場において教育上の課題を共有化するとともに、FD委員会における授業改善活動を通して、教養・専門・地域協働型教育の質的改善を図るため、以下の取組みを実施する。

1) 教養教育推進室において、理数系科目の設置や「信州上田学」など地域系科目の設置について

検討し、全学の教養科目、カリキュラムの充実を図る。

- 2) 地域協働型教育をはじめ、フィールドワークやプロジェクト型学習など各ゼミナールで展開している活動を推進・強化するために、ゼミナール費の見直しなどその活動に必要な経費を拡大し、当該活動件数の増加を図る。
- 3) 公立化後、公務員志望者が増加し、設置団体である上田市からも福祉に理解の深い公務員輩出の要請があることから、これに応える福祉系専門科目「福祉行政実務論」を開講する。
- 4) 長野県から障がい者スポーツ指導員の養成拡大の要請があることから、これに応える教養科目「障がい者スポーツ指導」を開講する。
- 5) 心理療法や心理検査をはじめとして、心理学の専門的知識や技能を用いて、人々の心の健康の支援を行う人材を育成するために、国家資格「公認心理師」課程を設置（公認心理師課程に必要な教養科目、専門科目を配置、開講）するとともに、課程に必要な学習環境を整備する。
- 6) 非常勤教員との懇談会を開催（年1回程度）し、本学がめざす教育内容を共有化することに努めるとともに、教養・専門・地域協働型の教育の質的改善を図る。

また、国際社会で活躍できる人材を育成するために、以下の取組みを実施する。

- 1) 「英語」のカリキュラムの改革を実施する。主な内容として、技能別（聞く、話す、読む、書く）単位で科目を設定するほか、語学レベル（難易度）を見直す。
- 2) 上記カリキュラムの見直しに加え、e-learning を導入し、授業時間外に学生が主体的に英語を学ぶ環境を整えるとともに、TOEIC 試験対策に向けた取り組みを強化する。
- 3) 海外留学を促進する取り組みとして、「英語国際コーディネーター兼英語学習アドバイザー」を雇用（週2コマ程度）し、学内（9号館学習室）に「English Cafe（仮称）」を設け、日常的に学生が海外渡航留学に関する相談（カウンセリング）や英会話に親しむことができる体制を構築する。

地域社会で活躍できる人材を育成するために、①地域への誇りと愛着醸成、②地域情報の発掘・再認識、③地域情報の共有の3点を重視し、「自ら考え学び行動する力と人とつながる力」をもち、「これからの中づくりを当事者として担うことができる」人材を育成するための新たなカリキュラムを検討する。その一環として、地域への吸引力を高めることも目的とした「信州上田学」を開講する。

【地域課題を発見・解決する教育】

上田市が設置した「まちなかキャンパスうえだ」を活用し、地域住民や企業、行政、N P O等と協働で地域課題を発見し解決する教育を開講する。

イ 授業内容の改善

(ア) FD活動の促進

私立大学から公立大学法人化した大学との情報交換を含め、公立化後の学生像の変化に対する組織的な授業改善に向けた対応状況等の課題を共有する機会を拡充する。

(イ) 授業評価アンケートによる改善

「授業アンケート」をセメスターごとに行い、授業改善策に対する効果などPDCAサイクルが機能しているかなども含め、結果の分析・評価を行う。

(ウ) 成績評価システム及び履修体系の整備

- 1) GPA 制度を本格運用するとともに、教学基準や奨学金推薦基準、大学院推薦基準を定める。また、GPA 制度の本格運用に伴い、CAP 制や履修取り消し制度などについてもその基準を定める。
- 2) 履修系統図又はナンバリング（授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み）について、令和 2（2020）年度の導入に向け、本格的な検討を行う。
- 3) アクティブラーニングなど多様な授業方法を取り入れることにより、教育効果や学生の満足度を高める授業展開の実現に向けて、授業時間の変更などの検討を行う。

(2) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 教員の採用と評価の実施

(ア) 教員の採用

定年退職等による欠員補充を行う教員採用計画を策定し、人事委員会における厳正な審査によって採用を行う。

2020 年 4 月 1 日

採用予定教員数 7 人

（学部別内訳）

社会福祉学部 5 人

環境ツーリズム学部 1 人

企業情報学部 1 人

定年及び雇用期間満了による退職予定者数 4 名

(イ) 教員の評価

教員の意識改革と教育研究活動の活性化を図るため、新規採用時、任期を迎える時期、昇任時に教員評価を行う。新規採用教員については、任期制での任用を行い、在任期間中の業績により、任期の更新やテニュアの取得の審査を行う。

全教員対象の業績評価制度を試行的に実施する。各教員は研究業績書の更新とともに、教育・研究・管理運営・社会貢献等に関する業績書を作成し、評価を受ける。業績評価制度については、令和 2（2020）年度の本格実施に向け、運用上の課題や他大学の状況を踏まえ本格実施案を作成する。

(ウ) 教員の資質向上

すべての教員は、試行的に実施する業績評価制度に基づき、業績書を作成し、次年度に向けた研究計画を立案する。

FD 活動の一環として、授業改善を主たるテーマにした教育実践交流広場を年間 2 回実施（参加者総数 60 人以上とする）する。そこでは優れた教育実践についての共有化や、公立化後の学生像の変化に対し個々の教員がどのように工夫を凝らしているかなどについて情報交換を行うとともに、教員同士の相互研鑽を行う。

「授業アンケート」をセメスターごとに行い、授業改善策に対する効果など PDCA サイクルが機能しているかなども含め、結果の分析・評価を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) スチューデントアシスタントの充実

- 1) スチューデントアシスタント（S A）制度の充実を図るべく、現在の活用状況を踏まえながら、制度の見直しを行う。
- 2) 大学の魅力につながる教育を展開するために、学生や教員の意見も確認しながら、教室環境の改善に向けた検討を行う。

(イ) カリキュラムの見直し

大学・入試説明会や高校訪問の際の高校教員との情報交換、および業界・仕事研究セミナー^ルや学内での企業説明会における地元企業との情報交換を行う中で、本学の教育内容や就職支援等の要望等の聞き取りを行うとともに、その内容をまとめ、関係するセンターにおいて報告・確認する。また、これらの情報交換等で出された意見を踏まえて、カリキュラムや専門分野、就職支援等において変更が必要な場合には、適宜見直しを行う。

(ウ) キャンパスミーティングの実施

キャンパスミーティングにて提案された学生からの要望や意見に対して、どのように大学側が対応し、教育環境の整備を行ったのかを明確化するための方策を検討し実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活支援

(ア) 心身の健康保持支援

学生のメンタルを含む健康状況の把握と心身の健康の保持、増進のために組織的な支援体制を強化する。特に、学生相談室における人的体制の強化と、学生個々の健康への意識を図るためにも健康診断の受診率向上を目指し、健診日を増加させるなど実施態勢を充実する。また受動喫煙や薬物等の健康被害を防止するための研修会等を開催する。

(イ) 学修支援

新入生の大学への帰属意識醸成が円滑に進むよう、長野大学の歴史や伝統に関する特別講演会等を企画する。授業への出席状況については出席管理システムの機能を充実させ、欠席が続く学生の検出などに活用する。また、学生支援検討会から CSW（個別支援）へ繋がったケース等の情報共有方法についても検討して体制を強化する。

図書館のさらなる利便性を高め、学生自治会等の意見を聴取するなどし、図書（推薦図書・指定図書）の充実とともに、学生の自主的な学修環境としての自習エリアの拡大等、整備を図る。

(ウ) 課外活動支援

学生に対する表彰（課外活動表彰制度）や奨励金制度（夢チャレンジ制度）を活用してさらなる課外活動等の奨励を行う。学生自治会と協力しながら、安全で快適なサークル活動を推進するための各種支援策を講じる。

(エ) 学生・卒業生アンケートの実施

教育内容や学生支援等の改善に活かすため、学生アンケートやキャンパスミーティングを実施する。また、卒業生からの意見聴取（アンケート等）を行い、教育環境や学生支援等の改善に向けた検討を行い各担当へ情報共有を図る。

(オ) 学生への情報伝達体制の整備・構築

防災訓練等緊急時を想定した状況下において、ポータルサイトや学内音響システムの効果的な利用方法を検討しさらに強化する。

長野大学大地震対応マニュアル（ポケット版）を作成・配布し、防災に対する啓発を行う。

（力）学生支援の充実による退学率の減少

各学部において学生支援検討会を定期的に開催し、学生の単位修得状況、出席状況、及び動向を把握するとともに、それぞれの学生の状況に応じた学習・生活支援について検討する。

特に、新入生の情報収集については相談室の体制強化を行い、成績発表や長期休業前後など、そのときどきに応じた組織的な支援を提供することで、より丁寧な学生対応を行う。

イ 経済的支援

授業料減免制度、奨学金制度などの運用を通して、経済困窮学生の支援や意欲の高い学生の活動支援について十分かどうかを検討し、必要な場合には見直しを図る。

令和2（2020）年度導入予定の国の高等教育無償化制度導入に向けて、機関要件確認申請、減免規程の見直しなどを進める。

ウ 障がいのある学生支援

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律で定められている合理的配慮や、障がいのある学生の多様なニーズに対応できるよう教職員への研修等を実施し、支援体制のさらなる充実を図る。

一方で、県内外の高等学校や特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）に対し、障害学生支援室の各種取り組みに関する情報発信を継続して推進する。

エ 就職支援

（ア）就職指導体制の整備

学生が地域や社会でどのように生きていくのかを考えられるようにするために、企業・組織・地域住民と連携したゼミナール・プロジェクトを積極的に推進する。

3年次、4年次を中心としたキャリア教育・支援では必ずしも十分ではないことから、平成30（2018）年度は2年次以降を対象にした「キャリアデザイン論」を立ち上げ、インターンシップに向けた準備や卒業後の進路をイメージできるような内容に構成するとともに、1年生向け・2年生向け「就職活動ガイダンス」を実施した。令和元（2019）年度は、それらの内容の拡充を図り、学生の職業観を低学年から段階的に養成するキャリア教育・支援を展開するとともに、引き続き、正課科目（職業観養成科目）、キャリアディベロップメントプログラム（採用試験・検定試験対策講座）、及び就職活動支援イベント（ガイダンス、ゼミナール、研究セミナー）を実施する。特に、イベントの実施においては、地域企業・県内企業による支援をより強化する。

以上のように、学生が自身の将来を意識し、方針を定め、その方針に向けた具体的な準備や取組みができるような就職活動指導を行う。

また、中期計画で挙げた具体的な事項を継続して実施するとともに、それらの諸項目の内容的な拡充を図る。

- 1) 企業、自治体、団体、住民と連携した課題解決型のプロジェクトを拡充するとともに、新規プロジェクトの始動を検討する。
- 2) 学生が目標をもって学びや生活ができるようキャリアガイダンスを実施し、必要な場合には見直しを図る。

- 3) インターンシップ協定先への学生派遣とともに、インターンシップ協定の拡充・強化を図る。また、商工・経済団体等と連携し長野県および上田地域定住自立圏域内におけるインターンシップの受け入れ強化を図る。
- 4) 学生が将来を意識し、目標をもって学びや生活ができるようにするために、G P A制度については、各学期において学生が自身のポジションを把握し今後の対策を考えるために活用することを基本とし、就職・大学院進学に向けた指導や、特待生などの成績上位者の特定など、幅広い観点からその運用・活用について検討する。
- 5) 学生が将来を見据え、進路（就職・進学）を選択し、具体的な活動を進めていくということを念頭におき、「就職活動ガイダンス」「就職活動ゼミナール」「各種講座」「面談支援」などの一連の就職活動支援を行う。また、ガイダンス、ゼミナールにおいては、就職活動に関する知識や技能の習得とともに、学生が目標をもちながら就職活動を進めることができるように、卒業生や採用担当者を招聘する。
- 6) 上田地域定住自立圏域をはじめとする、県内の企業・組織を招聘した業界・仕事研究セミナー、個別企業説明会を実施する。特に業界・仕事研究セミナーの実施にあたっては、学生が広く業界・企業・事業・仕事などを理解することや、各学部の学びを重視した内容や構成に努める。
個別企業説明会においては、県内および上田地域定住自立圏内企業・組織の参加の増加を促す。また、上田地域定住自立圏域内の商工・経済団体等との連携により、学生の地域内企業見学会等を推進し、本学学生の地域内企業への認知度向上を図る。
- 7) 学生の大学院進学に向けたアドバイザー教員による研究計画策定支援、口頭試問対策支援及び専門試験対策支援を行う。
- 8) 学部教授会の学生支援検討会における学生の就職活動の状況把握及び捕捉の機会を、就職活動時のみではなく、就職活動のピークが終わる 10 月から 12 月においても設定する。

(イ) 企業・組織との連携強化による地域人材の育成と輩出

地元企業・組織でのインターンシップや実習等の就業体験の機会・内容を拡充し、学生の業界・企業・事業・仕事などへの理解を深められるよう支援する。

「福祉実習報告会」や「インターンシップ報告会」、「業界・仕事研究セミナー」、「福祉の仕事説明会」、「企業説明会」及び「企業見学会（職場見学会）」を開催し、これらイベントを学生が地元企業・組織を知るための重要な機会として位置づけるとともに、学生が将来の生き方を考え、業界・企業・事業・仕事を具体的にイメージできるような内容に設計する。

(ウ) 企業・組織等アンケートの実施

教育内容の改善や就職支援等に役立てるため、企業・組織等に対し、本学に求めるものなどについての聞き取りや、アンケート調査を引き続き実施する。

学生支援に関する指標

- ◇就職決定率（就職者数÷就職希望者数×100）： 95%以上
- ◇卒業生に対する就職者・進学者の割合（（就職者数+進学者数）÷卒業生数×100）：創設後、3年後の令和元年度までに公立大学同系統の数値（88.8%）以上をめざす。
<参考>公立大学同系統の「卒業生に対する就職者の割合」は、88.8%（出典：大学の真的実力情報公開 BOOK 2016）
- ◇その他、学生支援に関しては、以下の指標等も設定し学生支援の方策の有効性を評価する。

- ①退学率（平成30年度より低下させることを目標に）
- ②地域内就職率
 - 1)長野県内（長野県内出身者の割合を上回ることを目標に）
 - 2)上田市内（上田市内出身者の割合を上回ることを目標に）
 - 3)定住自立圏域内（定住自立圏域内出身者の割合を上回ることを目標に）

(4) 学生の受け入れと入学者選抜に関する目標を達成するための措置

ア 学生の受け入れ

学部の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に位置づけ、これに合致する高い目標をもって、勉学に取り組む意欲ある学生を獲得する。特に、企業情報学部と環境ツーリズム学部のアドミッションポリシーを修正し、令和元（2019）年度実施の入試から、より一層多様な能力を持った学生の受入れを促進することにした。具体的には、一般選抜前期日程のセンター試験科目を国語200点、英語200点、その他100点×2科目の合計600点満点から、受験した科目のうち上位2科目の点数を200点満点に換算し、他の2科目は100点満点とする合計600点満点に変更することにした。

上田市周辺地域の生徒を積極的に受け入れるため、広報入試担当職員の高校訪問時や、生徒自身の本学来学時に、本学の特徴を説明するとともに、個別の面接指導や入試説明に力を入れる。

イ 入学者選抜

令和2（2020）年度入学者選抜は、総合型選抜（AO入試）・学校推薦型選抜（推薦入試）・一般選抜（前期・公立大学中期）・帰国子女・社会人・編入・留学生の各種入試を実施する。なお、学校推薦型選抜では、従来通り、上田地域定住自立圏域優先枠及び県内高校在籍者優先枠を設け、勉学意欲のある地元学生の獲得を図る。

また、総合型選抜と一般選抜（公立大学中期日程）において、適切な地方入学試験会場を設定する。加えて、平成31（2019）年度入試に引き続き、本学への志願者の出願時の利便性を図るために、すべての入試区分（総合型選抜・学校推薦型選抜・編入・留学生・社会人・一般選抜）においてWeb出願を受け付ける。

各大学の令和3（2021）年度大学入学者選抜の詳細について情報収集し、本学の入試選抜に向けての詳細な実施方法を決定するとともに、適切な時期に公開する。

令和元（2019）年度のオープンキャンパスは、7月末と8月末に2回実施する。内容は、前年度とほぼ同様とし、各学部の特徴を生かした企画とする。

総合型選抜（AO入試）および学校推薦型選抜（推薦入試）の受験希望者に対しての入試説明会を本学で2回（9月・10月）実施する。

県内外の高校進路指導担当者への大学・入試説明会は、時期を1カ月程度早めて実施することで、本学に受験を希望する生徒の進路決定時期前に情報提供ができるようにする。開催する地域についても前年度の参加状況を踏まえて検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究水準の向上

長野大学研究助成金をさらに拡充するとともに、特に地域貢献・研究部門で取り組んだ研究成果を地域に向けて報告する機会を設け、地域協働による研究をさらに推進する。

また、将来の理系学部設置を見込み、千曲川流域環境・水産研究所（仮称）の立ち上げを目指し、中央水産研究所上田庁舎を借り受け、設置準備を進めるとともに、他大学・他機関との共同研究ほか、研究実績を積重ねる。その折には、水産研究・教育機構から研究員を在籍出向の形で本学教員として迎え入れる。

イ 研究活動の活性化と研究成果の普及

（ア）「研究交流広場」を実施する。

前年度に引き続き、「研究交流広場」を6回、学内研究会を1回開催する。研究交流広場の開催について、教員の研究交流時間の確保や抜本的な改善の方策の検討について提起する。

（イ）「科学研究費補助金」等競争的外部資金の申請数を増加させる。

前年度に引き続き、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施する。

（ウ）researchmap（科学技術振興機構）の利用情報の更新を徹底し、常に最新の研究者の情報発信を進める。

（エ）教員の研究活動の奨励と、研究水準の向上を図る。国内・国外研修・留学などサバティカル制度の利用を強く推進する。インセンティブ制度について検証・評価する。

（2）研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

ア 研究支援体制の強化

前年度に引き続き、科学研究費補助金にかかる専門家による勉強会を開催し、希望する教員に対して個別面談、申請書添削の支援を実施する。

公立大学協会が初めて開催する「科研費セミナー」に参加動員を図る。

イ 公的研究費の管理・監査のガイドラインに係るコンプライアンスの徹底

前年度に引き続き、専門家によるコンプライアンス・研究倫理研修会を開催し理解の徹底を図る。

3 地域貢献、地域の人材育成等に関する目標を達成するための措置

（1）地域貢献に関する目標を達成するための措置

ア 「地域づくり総合センター」の創設と「地域課題の解決システム」の構築

（ア）「地域づくり総合センター案内書（仮称）」、「地域づくり総合センタ一年報」の内容をさらにブラッシュアップして地域に発信する。また、発信を通じて、地域づくり総合センターのグランドデザインを学内外で共有する。

さらに、地域づくり総合センターが地域貢献活動の総合窓口となることを宣言し、本学の地域協働型教育、地域課題の研究促進、地域貢献事業、産学官金連携事業の柱となる事業を明確にして進める。

（イ）産学官金地域連携のありかたについては、実績のある「AREC Fii プラザ」の助言を受けながら、併せて、東信州次世代イノベーションセンターと連携し、本学のあるべき産学官金連携組織を検討するための準備会を開催する。

イ 連続講座・公開講座の充実と「まちなかキャンパスうえだ」の活用

市民サービスの充実を図るため、前年度に引き続き、以下の事業を推進する。

1) 市民開放授業の積極的開放

- 2) 長野大学連続講座：5講座開講
- 3) 坂城町講座:10講座開講
- 4) 市民向け講座（まちなかキャンパスうえだ）

(2) 地域で活躍する人材育成に関する目標を達成するための措置

ア 「地域を担う若者」の受け入れ

地域の大学として、優先枠充足のため地域内から生徒を受け入れられるよう、進学説明会や進路相談等、直接生徒と出会う機会を通じて面接の助言等を行う。また、県内の高校進路指導教員向け大学入試・説明会を実施し、本学の学びの特徴や学生の成長像について広報する。

イ 「地域で活躍する人材育成」の仕組み

対話的討論を基本とした初年次ゼミナールを開催することにより、自分が直面している課題を自らの力で考え、判断し、明晰に言語表現できる能力を養成する。また、地域や組織のなかで、リーダーシップを発揮しながら高い専門性と問題解決能力を持った人材を育成するため、学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいた専門教育を開設する。

地域協働型教育をはじめ、フィールドワークやプロジェクト型学習など各ゼミナールで展開している活動を推進・強化するために、ゼミナール費の見直しなどその活動に必要な経費の拡大を図る。

ウ 「地域の企業・組織に送り出す」仕組み

地域社会の人材ニーズを教育活動に反映するため、大学・大学入試説明会や高校訪問における情報交換、および業界・仕事研究セミナー・個別企業説明会、インターンシップ報告会での情報交換を行う。これらの情報交換を通して、地域社会や企業・組織で必要とされる知識・能力・姿勢を把握できるように努める。また、学生が地域の企業・組織の事業や仕事を理解できるような機会をいくつか設定する。

学生が地域の企業・組織の魅力や理解を深めることができるように、地域企業と連携したプロジェクトやインターンシップを拡充・強化するとともに、地元の商工・経済団体や地元企業の協力により、業界・仕事研究セミナー、個別企業説明会、就職活動ゼミナール、職場見学会等のイベントを実施する。

(3) 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関と大学教育との連携強化

高大交流協定を締結した9校との具体的な交流事業を進める。

また、中学校・小学校の総合学習等の協働実施を前年度に引き続き進める。

(4) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

ア 産業界・地域団体との連携

(ア) 産学官金地域連携のありかたについては、実績のある「AREC Fii プラザ」の助言をいただきながら、併せて、東信州次世代イノベーションセンターと連携し、本学のあるべき産学官金連携組織を検討するための準備会を開催する。

(イ) researchmap（科学技術振興機構）の利用情報の更新を徹底し、常に最新の研究者の情報発信をすすめ、受託研究、共同研究等を推進する。

(ウ) 長野大学研究助成金をさらに拡充する。

イ 地方自治体等との連携

地域の課題解決の取り組みを推進するため、年度計画を盛り込んだ連携協定の締結を進める。また、上田市と協働して「大学ビジョン」に掲げた信州上田学事業の推進を図り、上田市の地域づくりに貢献する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 海外学術交流協定大学との人材交流

ア 留学生の受け入れ

本学に留学生を送りだしている日本語学校等を訪問し、各学部の特徴や入試情報を積極的に広報する。

留学生を地域企業・組織に送り出す仕組みの構築に向け、海外の人材ニーズを把握するため、企業・組織訪問や合同企業説明会においてアンケートを引き続き実施する。また、AREC、JETRO 等学外機関と連携し、留学生に地域企業の求人情報を提供する。

イ 新たな学術交流協定の締結と国際社会で活躍できる人材育成（海外研修・留学の推進）

前年度に引き続き英語圏の協定校開拓を行う。特に、ニュージーランドやフィンランドなどの大学と今後も接触を続ける。中国語圏においても海外研修の実施と交換留学先の確保、並びに交換留学生の受け入れの他、共同研究実施の視点からも中国、台湾の大学との協定締結を模索する。

また、語学学習の充実を図るために、以下の取組みを実施する。

1) 国際社会で活躍できる人材を育成するために、従来の英語カリキュラムの改革を実施する。

主な内容として、技能別（聞く、話す、読む、書く）単位で科目設定するほか、語学レベル（難易度）を見直す。

2) 上記カリキュラムの見直しに加え、e-learning を導入し、授業時間外に学生が主体的に英語を学ぶ環境を整えると共に、TOEIC 試験対策に向けた取り組みを強化する。

3) 海外留学を促進する取り組みとして、「英語国際コーディネーター兼英語学習アドバイザー」を雇用（週 2 コマ程度）し、学内（9号館学習室）に「English Cafe（仮称）」を設け、日常的に学生が海外渡航留学に関する相談（カウンセリング）や英会話に親しむことができる体制を構築する。

4) 海外留学を志向する学生に金銭的支援を行う制度を構築し、国際性を身につける海外留学を促すきっかけづくりを行う。

(2) 留学生への支援体制の充実

留学生が不安なく学生生活を送れるよう、学修環境や就職、進学、在留資格認定証明書交付申請等の支援を、国際交流に関する専任スタッフを配置し行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な運営体制の構築

業務方法書に（法人の業務運営要領）に基づき、適正な法人運営を行う。また、経営陣における大学運営計画、政策決定、意思決定を速やか且つ的確に実施する事、更には大学情報を効果的・的確に実施する事を目的に、IR 構築に着手する。令和元（2019）年度においては IR システムの選定に向けた検討を行い、運用に向けての準備を推進する。

(2) 自主的・自立的かつ効率的な運営体制の構築

業務方法書に基づき定めた内部監査規程に基づき、監事と連携し監査計画を策定し、初めての内部監査を行い、適正な大学運営に努める。

また、大学全体で改革に取り組み、経営基盤を強化していくため、総合戦略室を廃止し、事務局に経営・企画広報担当を置き、経営体質の強化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 学部・学科編成の見直し

(2) 大学院設置の検討

大学院設置・学部学科改編構想に基づき、以下について具体的な準備、検討を進める。検討にあたっては設置団体等との協議を適宜行い、またコンサルタント業者に支援を依頼し計画的に進める。

(ア) 大学院設置申請準備

(イ) 学部改編案の精査、確定

(ウ) ニーズ調査、定員規模、教育確保、施設設備等の検討

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟な人事制度の構築

前年度までの検討事項をふまえ、研究が主たる業務となる千曲川流域環境・水産研究所（仮称）の職員を対象として裁量労働制を導入する。

(2) 教員業績評価制度の構築

令和元（2019）年度の評価対象者は3名。規程に基づき任期付教員の業績評価を行う。

また、全教員を対象とした教員業績評価制度を試行的に実施し、令和2（2020）年度の本格導入に向けて、運用上の課題や他大学の状況を踏まえ制度設計を確立する。

(3) 職員の資質向上に関する取組

公立大学法人の職員として必要な能力を高めるための各種研修会に多くの職員を派遣する（延べ人数で50名以上）。

また、前年度に引き続き、設置者である上田市との人事交流を図り、上田市の行政課題の把握、職員資質向上の一助とする。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

業務方法書第8条第2項に定める標準業務手順・マニュアルについて、現在存在するものは、主要な業務に限られているため、適正かつ効率的な業務の実施のためのマニュアル作成を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置

(1) 組織の見直し

ア 学部・学科再編の検討

志願状況、入学者の成績の追跡調査を実施し、分析した結果を全学で共有するとともに、学生募集活動に積極的に活用する。

また、広報入試担当職員が高校訪問の際に行った意見交換の結果や、高校生ニーズ調査や地

域産業界の意向調査等を基に、学部学科改編に向けたコース設定、カリキュラム等の見直しを行う。さらに、大学・入試説明会やインターンシップ報告会、福祉の実習報告会などのイベントにおいて関係者より聴取、収集した意見については関係する学部、センターで共有し、業務・事業の推進に役立てる。

イ 適正な入学定員の見直し

各学部の改編計画に基づき、各学部の入学定員を適切に見直していく。

また、学部改編をにらみ各コースの見直し、新設について検討する。

(2) 志願者増加と入学定員の確保

ア 学生募集活動

ホームページや大学案内、進学業者の媒体などで、大学の特徴や学びの内容に加え、各種メディアを通して「学生の成長支援」および「教員の教育研究活動」をコンテンツの基礎にした学生募集活動を展開する。

オープンキャンパスを年2回開催し、大学・入試説明会は前倒して開催する。また、進学相談会へ積極的に参加するとともに、志願者分析による対象地域高校等への高校訪問や教員対象説明会を開催する。さらに、進学情報業者の分析結果を参考に効果的な学生募集広報を実施する。

アンケートについては、学長秘書室において実施している入学後1年経過した学生を対象とした本学への入学理由や満足度にかかるアンケートと、アドミッションセンターにおいて実施している新入生を対象として、入学者がどのように本学を知り（案内パンフレットかホームページか等の広報手段）、入学に至ったか等の検証を行うためのアンケートを前年度と同様に実施し、本学の教育内容や学生募集の広報戦略の参考とする。

令和2(2020)年度入試の志願者については、公立大学の平均志願倍率（一般入試5倍程度）の確保を引き続き目指し、各学部で確実に入学定員を充足させる。

また、「学生募集推進室」の機能を強化し、オープンキャンパスや高校説明会の企画をより一層充実させる。

イ 大学広報

【大学広報】

一層の広報効果とセキュリティ向上を目的として、ホームページのリニューアルに着手する。

また、上田市の広報誌への長野大学ページ（欄）導入を継続的に依頼する

【地域への情報発信】

大学の運営状況、教育研究活動の状況、社会貢献状況等について、ホームページ等を通じて積極的に公開する。

また、学部学科改編・キャンパス整備マスタートップラン（仮称）については設置団体との協議を隨時実施するほか、市議会（総務文教委員会議員等）との懇談会を実施する。長野県との間においても連携協定に基づく連携推進会議により連携事業の推進を図る。

さらに上田市内商工団体、各種企業団体の行事を機会に、本学情報を発信するとともに、地域行事、イベント等に参加し、長野大学の活動をアピールする。加えて長野未来創造基金への支援を推進する。

【シンボルマーク等の策定】

新入生を中心に大学ビジョンについて説明する機会を設けるとともに、大学正面玄関へのシンボルマークパネルの常設を継続し、学生・教職員への浸透を図る。

キャンパスサイン(構内案内)については、デザイン系学生を構成員に交えWGを設置し、キャンパスサインの統一化を目指す。

2 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

7月に予定されている高等教育無償化の機関審査に向けて、必要な準備を行う。また、入学者の確保、事務事業の効率化等に努め、剩余金の経営努力認定に向け、目的積立できる黒字経営を目指す。

- (1) 地元企業や団体、個人への寄附金募集等により、自己収入の確保を図るため、以下の取り組みを実施する。
 - (ア) 使途特定寄附の推進により、教職員における積極的な寄附募集活動を促進する。
 - (イ) 理事長・学長・担当副学長を先頭に事務局にて大口寄附の獲得を図ると共に、継続的支援先を確保する(既寄附者等への訪問実施・寄附者対象の学長懇談会開催)。
 - (ウ) 同窓会・後援会への長野大学未来創造基金支援の働き掛けを強化する(総会通知・会報誌等発送時等)。
 - (エ) 地域内就職促進活動における訪問企業等への支援依頼を推進する。
- (2) 科学研究費助成事業のほか各種補助金、各種寄附金、共同研究・受託研究収入など競争的外部資金獲得を図るため、外部資金等の募集情報を積極的に収集、教員に迅速に提供し、申請に当たっての内容説明や申請書類作成支援を行う。
- (3) 学部改編の将来構想を具体化させ財政推計を行うなど、大学全体の規模を確定させる。
- (4) 高等教育無償化制度導入後の状況、大学定員規模の検討や大学改革の方向性などを含めた財政推計を行うとともに、他大学の動向も踏まえて、料金設定について検討する。

3 経費削減に関する目標を達成するための措置

- (1) 法人の内部統制システム構築の一環として、入札・契約に関する事務手続きの体制を強化し適正な運用を行う。引き続き、LED照明への切り替えを行う。

(2) 定員管理と人件費の抑制

ア 定員管理

学部学科改編構想をふまえ、人事計画の検討を進める。また、事務局に上田市から在籍出向を依頼し、市との連携を深めつつ経営の安定化を図るとともに、多様な人材確保に向けて外部人材の登用も検討する。

イ 人件費の抑制

安定的な大学経営、大学改革などに向けて人事計画の検討を進める。なお、大学経営、大学改革を着実なものとするため、当面の間は人材確保に力点を置く。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 安全かつ効果的な資産の運用

資産の実態を常に把握・分析し、安全かつ効果的な運用管理を行う。

(2) 地域への施設開放

大学施設の地域開放（貸出）を継続して行う。

第5 自己点検・評価及び情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 学内における自己点検・評価体制の整備

現在認証評価を受審している日本高等教育評価機構の評価員として、引き続き2名の教員を派遣し、最新の認証評価の動きを把握するとともに、公立大学協会が主体となって新たに設立を検討している認証評価機関への加盟に関しても検討を行う。また、関係法令に基づき、自己評価を各部署、センター等で行い、自己点検・評価委員会による評価、理事会評価により改善点を洗い出し、改革を実現していく。

(2) 外部評価の活用

平成30（2018）年度から内部質保証を重視した評価への転換が行われる中で、併せて評価の効率化が求められ、他の質保証制度と連携した「改善状況の把握」やチェックシートを用いた「法令順守状況の把握」を行うことになったことから、こうした点をふまえた準備を行う。

(3) 自己点検・評価の公表

平成30（2018）年度から内部質保証を重視した評価への転換が行われたことを受け、認証評価第3サイクルに向けての考え方・方向性を学内で共有するとともに、変更ポイントをふまえた評価実施の準備を行う。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

経営・企画広報担当部署を置き、研究・教育、社会貢献活動を積極的に情報発信する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 社会的責任に関する目標を達成するための措置

役員・教職員行動規範に基づき、役員・教職員それぞれが高潔な価値観、倫理観を持って誠実かつ公正に事業活動を展開する。

2 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

(1) 既存の施設の老朽化した部分の優先順位をつけて修繕計画を策定し計画的な修繕を進める。

改修工事を実施した施設の維持に努めるとともに、学生等の意見を取り入れ良好な教育研究環境の整備を進めていく。また、千曲川流域環境・水産研究所（仮称）の設立準備にあたり当該施設の整備を進める。

(2) 施設設備については、コンサルタント業者の選定、学部改組に合わせたキャンパス整備マスター プラン（仮称）の策定を進める。また既存の施設の維持に努め老朽化施設・設備等を計画的に修繕する。また学生からの要望に耳を傾け学びやすい教育研究環境の整備に努める。

(3) 学内の情報システムにおいて運用面とセキュリティ面の両面から安定したネットワーク環境の保持し、さらには次世代ICTキャンパスの構築に努める。特に現行のデザインラボ（パソコン学習教室）の更新を行うが、全学的な視点で高度なICTにより大学の教育研究を支援できる汎用的なICT演習室への発展を目指す。このICT演習室の更新は、機器老朽化への対応だけでなく、次世代ICTキャンパス構築の一環として、情報教育、高度ソフトウェア開発技術教育、

デザイン教育に加え、各学部で使用できる統計ソフト等を導入し、全学的な視点で高度な ICT 教育に対応できるようにする。さらに学習環境の自由度や利便性を向上させるために、VDI 環境や VPN 環境を導入し、演習室以外からでも自由に高度な ICT 支援を受けながら学習ができるように設備全体を改良し、整備する。

3 安全管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 防災訓練を実施するとともに、公立大学法人等運営事務研究会において決定した「(仮称) 災害時広域大学間連携」に基づき、防災に関する大学間連携についても推進する。また、当該大学間連携において、大規模災害への対応マトリックスを作成する
- (2) 前年度に引き続き、普通救命講習会を実施する。また、メンタルヘルスに関する講演会を実施する。
- (3) 前年度に引き続き、上田市の実施機関として、個人情報等を適切に管理する。
- (4) 全学的なハラスマント研修会を開催し、教職員の出席率を 70%以上とする。
- (5) 働き方改革関連法に基づき、産業医による教職員の健康相談体制を強化するとともに、健康情報の適正な取り扱いに関する指針を定める。

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

- 6号館個人研究室の照明器具の LED 化を行い、引き続き省エネルギー、省資源化に取り組む。

第7 予算

1 予算（令和元年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	308
自己収入	1,074
授業料等及び入学検定料収入	1,042
雑収入	32
受託研究等収入	127
寄附金収入	5
補助金収入	10
基金取崩	17
合計	1,541
支出	
業務費	1,359
教育研究経費	250
人件費	974
一般管理費	135
施設・設備整備費	50
受託研究費等	127
基金積立	5
運営調整積立金	0
合計	1,541

【各費目の積算にあたっての基本的な考え方】

(1) 運営費交付金

大学を設置し管理するための経費として、上田市の普通交付税の算定額・見通額による。ただし各事業年度の運営費交付金の額は上田市の予算編成過程において、予算計上される。

(2) 授業料等及び入学検定料収入

授業料については、退学除籍者を除く 1,444 名で積算し、入学金については 353 名（圏域内 20%、県域外 80%）、入学検定料については 1,825 名で積算。

(3) 雜収入

キャリア特別コース・センター試験手数料・間接経費・資産運用収入等を積算。

(4) 受託研究等収入及び寄附金収入並びに補助金収入

水産資源調査・評価推進研究 JV 構成員分、上田市まちなかキャンパス委託、文部科学省(COC 等)、その他の省庁・地方自治体などの「競争的資金」や、共同研究・受託研究等の採択数および見込

件数を積算。

(5) 教育研究経費及び一般管理費

各業務経費について、年度計画により積算。新規重点経費として授業支援経費に係る演習ゼミナールの地域協働型教育、学生の健康生活支援等を積算。

(6) 人件費

給料表のベースアップ、期末勤勉手当の支給月数増をふまえ、定期昇給分も含めて再積算するとともに、学部改革に伴う教職員の増、水産研究所クロスマソードメント教員の予算を計上。

(7) 運営費調整積立金

上田市からの経営努力認定を積み立てる。

2 収支計画（令和年度）

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	1,524
業務費	1,351
教育研究経費	250
受託事業研究費等	127
人件費	974
一般管理費	135
減価償却費(出資された建物・図書除く)	38
収益の部	
経常収益	1,524
運営費交付金収益	304
授業料収益	820
入學金収益	145
検定料収益	31
受託研究等収益	127
寄附金収益	22
補助金等収益	10
財務収益	0
雑益	27
資産見返戻入	38
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和元年度）

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1,476
投資活動による支出	50
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	1,519
運営費交付金による収入	308
授業料等及び入学検定料による収入	1,042
受託研究等による収入	127
寄附金による収入	5
補助金による収入	10
その他の収入	27
投資活動による収入	5
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	2

第8 短期借入金の限度額

1 限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、上田市から経営努力認定を受け教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てるために積み立てる。

第11 施設・設備に関する計画

中長期的な施設設備計画のマスタープランを策定する。

第12 人事に関する計画

人件費の抑制を念頭に置き、中長期的な職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取組みを行う。

第13 積立金の使途

教育研究等の向上に必要な事業へ充当する。

第14 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし